

第4章 実現化の方針

Chapter4

都市・まちづくりの推進

都市・まちづくりの実践

4-1 都市・まちづくりの推進

■ 都市・まちづくりの主体の役割

町全体を俯瞰した都市レベルでは行政が主体となってインフラ整備や土地利用の規制・誘導により都市づくりを、地域レベルでは町民や事業者が主体的・積極的に地域の課題解決などに取り組み、行政との協働により、まちづくりを推進していきます。

(町民の役割)

町民や区・町内会、ボランティア団体、NPOなどは、清掃や地域公園の維持管理、イベントの企画・運営など地域単位で進めるまちづくり活動に参画・実践し、地域の課題解決や良好な住環境・コミュニティの維持・形成、他地域との交流・ネットワークづくりに努めるものとします。

(事業者の役割)

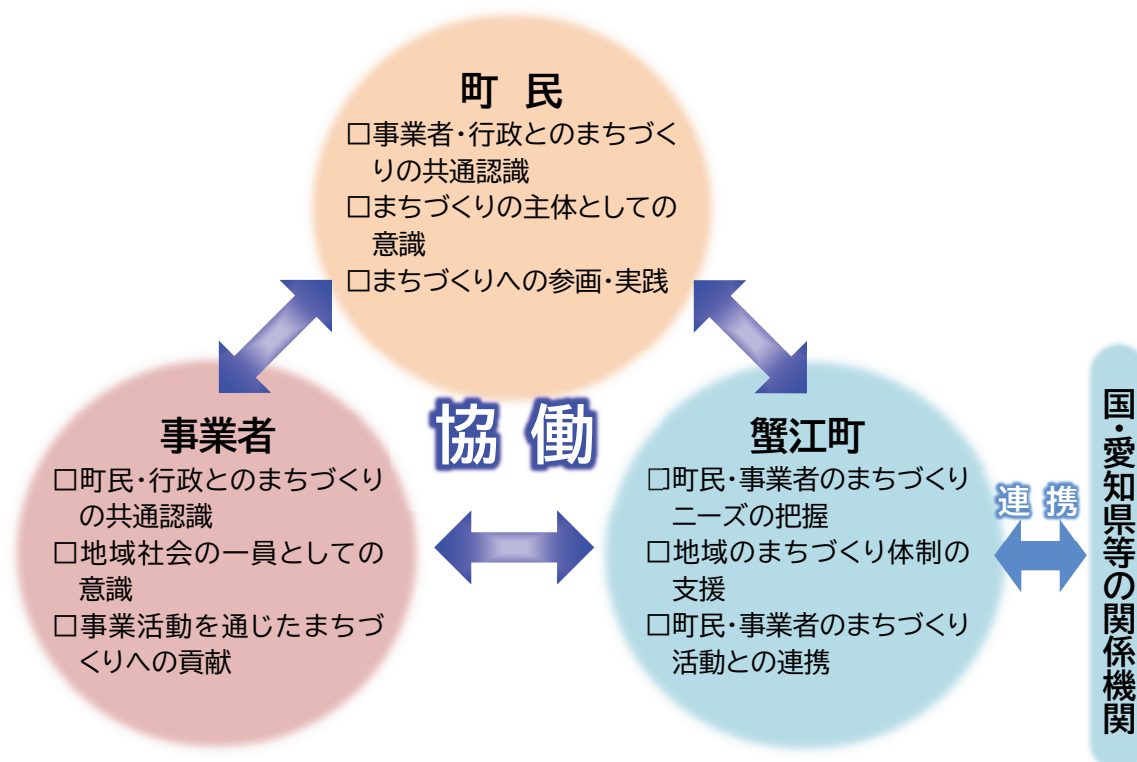
民間企業などの事業者は、本プランの将来都市像や都市づくりの方針などに配慮した土地利用や企業活動、専門性・経験を活かしたビジネスベースでのまちづくりへの貢献に努めるものとします。

(行政の役割)

行政は、まちの将来像の実現に向け、全体的な都市づくりの目標と方針に基づき、土地利用を規制・誘導するとともに、広域的視点に立った計画的な都市基盤整備に取り組み、必要に応じて都市計画の見直しを行います。

また、町民や事業者のまちづくり活動の支援や広報誌・ホームページなどを活用してまちづくりに関する情報提供・意見募集などを行います。

《 町民・事業者・行政による協働の都市・まちづくり 》



■ 協働のまちづくりの促進

地域住民などが主体的・積極的にまちづくりに関わることができる都市計画提案制度や地区計画制度を活用し、協働によるまちづくりを促進します。

都市計画提案制度	土地所有者、まちづくりNPO法人、まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体などが、0.5ha以上の一体的な一団の土地について、土地所有者などの3分の2以上の同意（人数と面積の両方）を得ているなどの一定の要件を満たした場合に、対象となる都市計画の決定権者（愛知県または蟹江町）に都市計画の提案をすることができる制度。
地区計画制度	一定の地区において、用途地域などほかの都市計画との整合性を図りつつ、地区住民などの合意によって住みよい住環境の創造と美しい街並みの形成を実現するために、まちづくりの基本的な方向性を明らかにするとともに、必要な道路や公園などの施設配置を計画し、建築行為や開発行為を適正に規制・誘導する制度

■ 行政による都市・まちづくりの体制

（庁内の推進体制）

本プランは、人々の日々の暮らしや経済・文化などの都市活動の基盤として、当町の都市計画と各種行政分野の方針・計画との連携を図りながら、一体的なまちづくりを進めるためのものです。

したがって、「第5次蟹江町総合計画」における庁内各部署の施策・事業との整合性を図り、十分な庁内調整を行った上で、まちづくりを推進します。

（国・県・近隣市町村との連携体制）

広域連携や町内の交通ネットワークの構築に向けた幹線道路や日光川を始めとする河川の整備、大規模な土地利用誘導・転換などについては、国や愛知県などの関係機関と協議・調整するとともに、名古屋都市計画区域における広域的な市町村連携を図り、まちづくりを推進します。

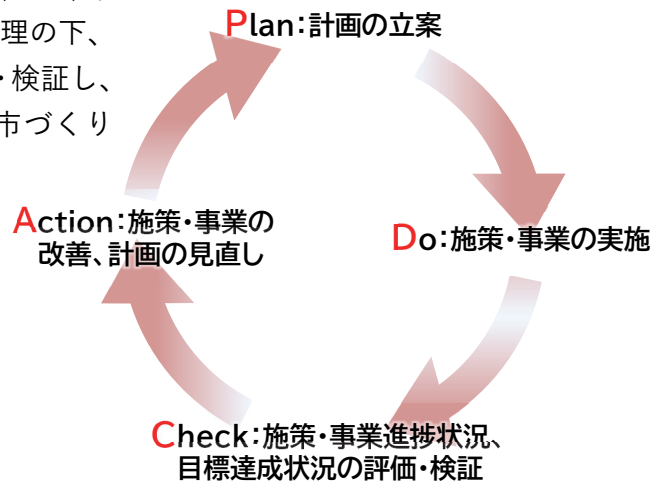
4-2 都市・まちづくりの実践

■ 計画の進行管理

本プランの進行にあたっては、各方針に基づく施策・事業の進捗状況や都市づくりの目標の達成状況を適宜評価・検証するとともに、社会経済情勢を始めとする都市・まちづくりの背景の変化や上位計画の改定などに対応し、適切に管理していきます。

(運用・管理)

本プランは計画の中間年次である令和7(2025)年度に、PDCAサイクルによる適切な進行管理の下、各方針に基づく施策・事業の進捗状況を評価・検証し、改善を図りながらまちの将来像の実現や都市づくりの目標の達成を目指していきます。



(計画の見直し)

本プランはおおむね20年後の都市の姿を見据えた上で、令和12(2030)年度を目標年次としていますが、社会経済情勢の変化や上位計画の改定などに対応し、柔軟に見直しを行う必要があります。

本プランの各方針に基づく施策・事業の実施については、令和7(2025)年度を短期目標として進捗状況を評価・検証し、施策の改善を図った上で、目標年次の令和12(2030)年度に都市づくりの目標の達成状況を評価・検証し、計画の見直しを行います。

